

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、翌日とする)

目 次

規 則

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則(医務課)

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則(〃)

鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則を廃止する規則(職業安定課)

鳥取県失業対策事業運営管理規程を廃止する規則(〃)

公布された規則のあらまし

◇看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則

- 一 看護職員修学資金の額を次のとおり看護職員養成施設の設置者により区分し引上げることとした。(第四条関係)

区 分	修学資金月額	
	現 行	改 正 後
保健婦、助産婦又は看護婦(士)の養成施設に在学する者に貸し付ける資金	二万九千円	国又は地方公共団体が設置する看護職員養成施設
		その他の看護職員養成施設
准看護婦(士)の養成施設に在学する者に貸し付ける資金	一万四千元	国又は地方公共団体が設置する看護職員養成施設
		その他の看護職員養成施設

二 県内の全ての病院(現行二百床未満の病院)で看護職員の業務に従事しているときについて、看護職員修学資金の返還に係る債務の履行猶予の条件に該当することとすることとした。(第十三条関係)

三 一の規則は、公布の日から施行することとした。

二 一は平成三年四月一日から適用し、同年三月三十一日以前に看護職員養成施設に入学した者に係る修学資金の額については、なお従前の例によることとした。

規 則

3 二は平成三年一月一日以後に看護職員養成施設を卒業した者の看護職員修学資金の返還に係る債務の履行猶予について適用し、同日前に当該養成施設を卒業した者の当該資金の返還に係る債務の履行猶予については、なお従前の例によることとした。

◇理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則
一 修学資金の貸付月額を次のとおり引き上げることとした。

現 行	改 正 後
月額二万九千円	国又は地方公共団体が設置した養成施設に在学している者 月額三万二千元 その他の養成施設に在学している者 月額三万六千元

二 この規則は、公布の日から施行し、平成三年四月一日から適用することとした。
三 所要の経過措置を講ずることとした。

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十二号

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則

看護職員修学資金貸付規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項を次のように改める。

修学資金の月額は、次の表の上欄に掲げる者について、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

区 分	月 額
一 第二条第二号イからハまでに掲げる看護職員養成施設に在学する者	三二、〇〇〇円
イ 国又は地方公共団体が設置する看護職員養成施設に在学する者	三六、〇〇〇円
ロ その他の看護職員養成施設に在学する者	二一、〇〇〇円
二 第二条第二号ニに掲げる看護職員養成施設に在学する者	一五、〇〇〇円
イ 国又は地方公共団体が設置する看護職員養成施設に在学する者	
ロ その他の看護職員養成施設に在学する者	

第十三条第二号イ(1)を次のように改める。

(1) 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の二第一項に規定する病院

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の看護職員修学資金貸付規則(以下「改正後の規則」という。)第四条第一項の規定は、平成三年四月一日から適用し、同年三月三十一日以前に看護職員養成施設に入学した者に係る修学資金の額については、改正後の規則第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の規則第十三条の規定は、平成三年一月一日以後に看護職員養成施設(看護職員養成施設を卒業し、一年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事その都度定める期間)以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設)を卒業した者の看護職員修学資金の返還に係る債務の履行猶予について適用し、同日前に当該看護職員養成施設を卒業した者の当該資金の返還に係る債務の履行猶予については、なお従前の例による。

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十三号

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則
理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則(昭和四十九年三月鳥取県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「二万九千円」を「国又は地方公共団体が設置した養成施設に在学している者にあつては三万二千円、国又は地方公共団体以外の者が設置した養成施設に在学している者にあつては三万六千円」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の理学療法士及び作業療法士修学資金貸付規則(以下「改正後の規則」という。)第四条第一項の規定は、平成三年四月一日から適用する。

3 平成三年三月三十一日以前に修学資金の貸付けを受けている者に係る修学資金の額については、改正後の規則第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十四号

鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則を廃止する規則

鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十二号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県失業対策事業運営管理規程を廃止する規則をここに公布する。

平成三年八月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十五号

鳥取県失業対策事業運営管理規程を廃止する規則

鳥取県失業対策事業運営管理規程（昭和三十八年十二月鳥取県規則第五十九号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】